

昭和五十四年政令第十八号

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法施行令

内閣は、水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法（昭和五十三年法律第二百四号）第一条第六項及び第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
(審議会等で政令で定めるもの)

第一条 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法（以下「法」という。）第二条第二項の審議会等で政令で定めるものは、臨時水俣病認定審査会とする。

第二条 法第二条第二項の規定による認定を受けた者は、同項の県知事等の公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第二百十一号）第四条第二項の規定による認定を受けた者とみなす。

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（昭和五十四年二月十四日）から施行する。

附 則（昭和五九年五月八日政令第二二八号）

この政令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

附 則（昭和六一年一月四日政令第三六八号）抄

この政令は、昭和六十三年三月一日から施行する。

（施行期日）

附 則（平成一二年六月七日政令第三一三号）抄

この政令は、昭和六十三年三月一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。